

2023年6月版



被災後の住まい再建の ロードマップと支援制度活用



ひさぽ

被災者支援情報さぽとページ



ひさぽ で検索！
支援制度のツールは
ここからダウンロード
できます



みらいちゃん



はなたろう



まもるくん

日弁連 災害復興支援委員会 副委員長
静岡県弁護士会 災害対策委員会



弁護士・防災士 永野 海

被災された方を支援するのに、究極、知識なんていりません。

必要なのは、人間としての素朴な温かさと、むしろわからないことを知ったかぶりをしないで、空っぽの頭からのスタートで調べて、考えて、何とかお伝えしようとする思い、だと思います。

どんな災害法律相談を受けても、最初はすぐに答えられないことばかりだと思います。

「私が使える支援制度ありますか？」と聞かれても、すぐに答えられるほうがむしろ異常です。

でも、被災者支援活動は、テストではありません。

わからないことも、本やウェブサイト、資料、さまざまなツールをみれば大抵書いてあります。

また、行政の担当課に直接電話すれば大抵のことは解決できます。

でも、そんな一見当たり前のように思えることができなくなるのが、被災するということなんです。

色んなことを調べたり、代わりに電話して聞いてくれる、ちょっと頼りになる親せきのお兄ちゃん、お姉ちゃんのような存在に、ぜひなって下さい♪

恥ずかしがらず、知ったかぶりをせず、堂々と、

「災害の制度って本当に複雑なんで、ちょっと調べてみましょうね!」、と明るく言って下さい。

そして、実際に、その場で一生懸命調べ、窓口には代わりに電話して聞いてあげて下さい。

その場でわからないことは、「調べてまたご連絡しますね!」、で十分です♪



法律相談の相談者は、すべて生活再建の相談者でもある

狭義の法律相談はこれらの本で
たいていは解決できます



土砂撤去、崩
れた崖の修復
は誰の責任？



アパートが浸水して
住めない・・・賃料を
払う必要は？



修理の詐欺にあっ
てしまった。お金は
取り戻せる？

でも、法律相談に来られたこの方たちは
その相談が解決しても、被害を受けた家や生活
が元に戻るわけではないんだ……

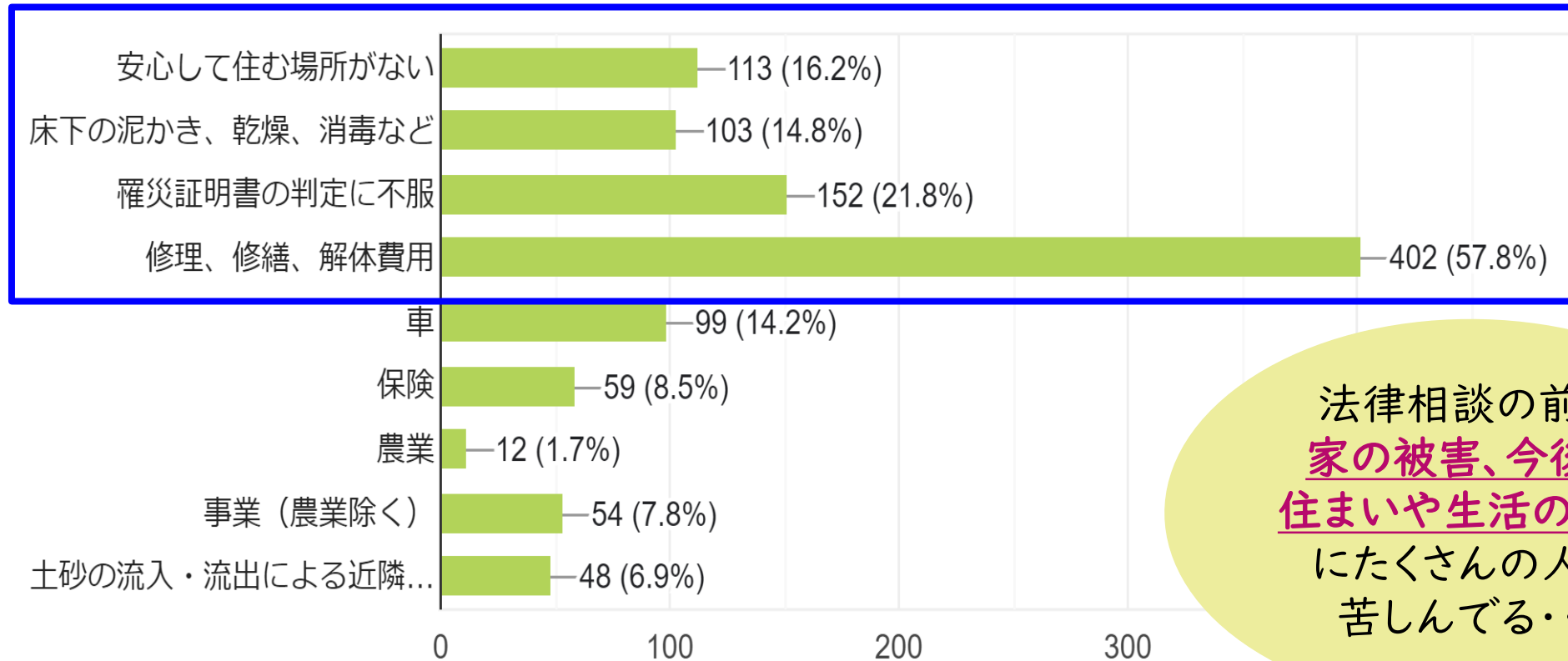


令和4年台風15号（静岡） 多かった相談は何か

ちなみに、「法律相談!」と銘打って、「受け身の相談」にしてしまうとこんな相談はあまり被災者から聞けません。「プラスの情報をお伝えしたい!」というアプローチの姿勢がとっても大切です。

困っていることの大分類（複数選択可） ※ あてはまるものがなければ飛ばしてください

696 件の回答



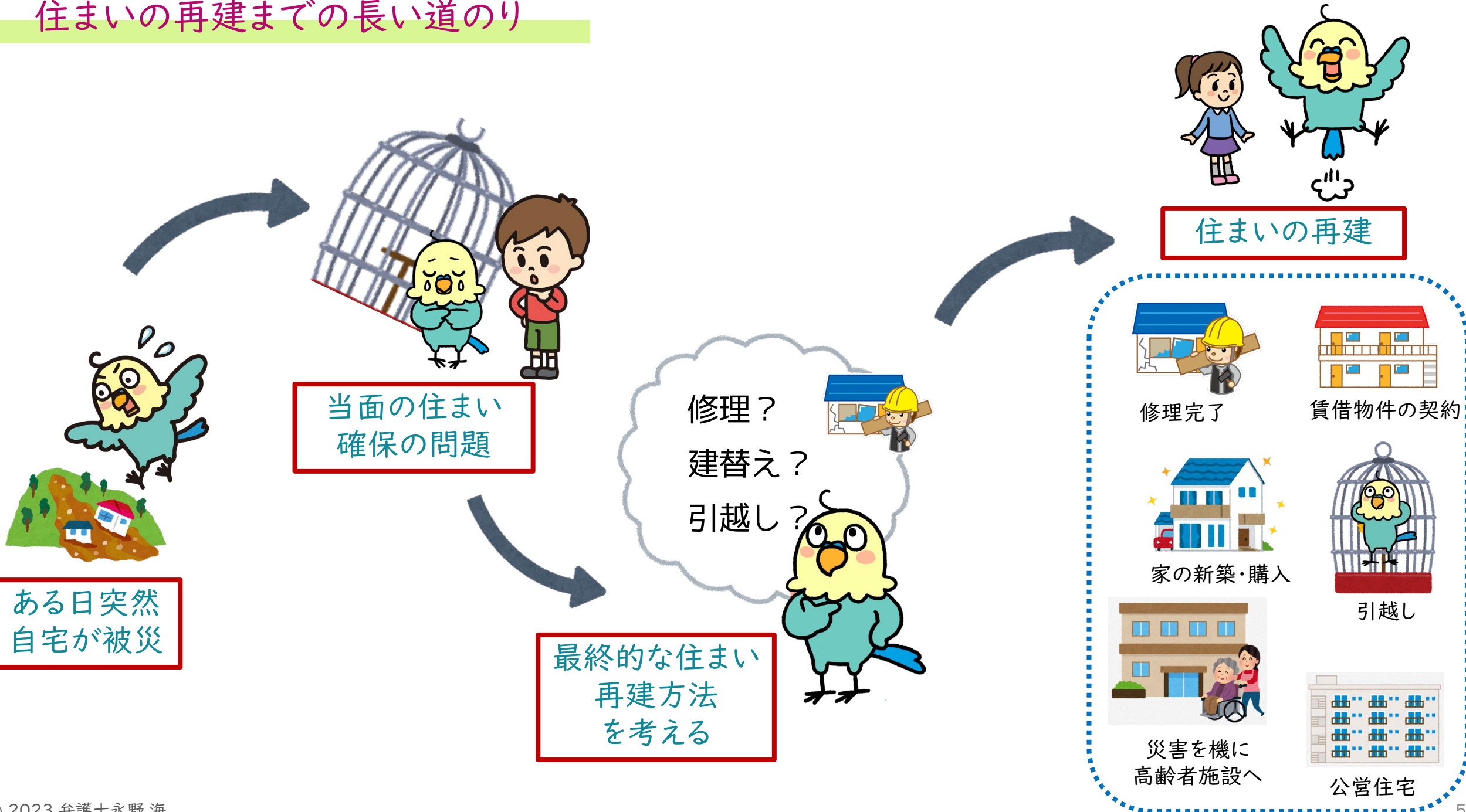
ご相談トップ4

法律相談の前に
家の被害、今後の
住まいや生活の問題
にたくさんの方が
苦しんでる...



出典: 令和4年台風15号での静岡県災害対策士業連絡会及び静岡県弁護士会による被災者相談の統計データ

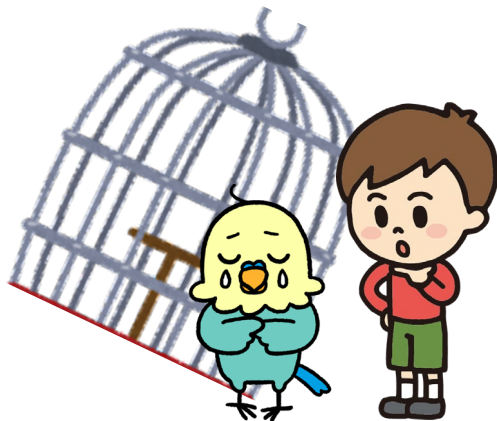
住まいの再建までの長い道のり



被災者が直面する4つの不安



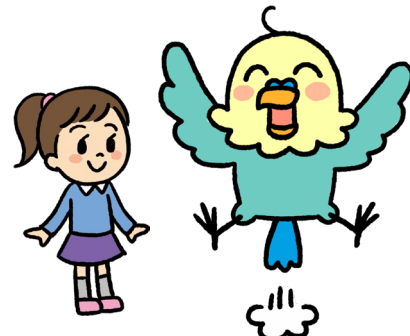
被災



当面の住まい問題



再建方法の悩み



再建の完了

被災者の不安

生活・健康面
の不安

情報がない
不安

再建の為の
お金の不安

相談相手が
いない不安



プロによるサポートが
比較的されやすい

これまで十分には対応されてこなかった

情報がない
不安

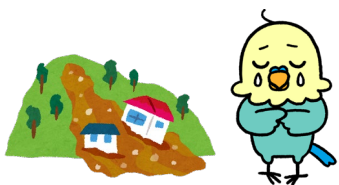
再建の為の
お金の不安

相談相手が
いない不安

これまで十分には対応されてこなかった



支援者、行政職員、社協職員、自治会、ご近所さん
みんなで 支援制度の知識 を得て
みんなで 情報を伝えあって、支援から
取り残される人がでないようにすることが大切



住まいの確保

修理？
建替え？
引越し？



生活や住まいの再建(前半)



生活や住まいの再建(後半)

下のカードだけでなく 自治体独自の支援制度 も常に、自治体のHPや発行冊子でチェック!!!!

避難・住まいの支援

・避難所
・公営住宅の
一時提供

仮設住宅
(災害救助法)



原則2年間
(特定非常災害適用
なら延長可能性も)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

窓口
自治体
誰に

居住できる家がなく
自分の資力では住宅
を確保できない
(半壊でも入居可能性)
入居に所得条件あるも
運用は自治体で様々

修理の支援

応急修理制度
(災害救助法)



大規模半壊・半壊の世帯
70.6万円 (2023)
準半壊の世帯
34.3万円

窓口
自治体
誰に

準半壊以上の、り災
証明をもらった世帯
(使うと修理後は仮
設住宅に入れない)
業者に修理を頼む
前に自治体に相談

貸付の支援

災害援護
資金貸付
(災害弔慰金法)



借入最大350万円
(全壊250万/半壊1
70万/家財3分の1
の損害150万など)

窓口
自治体
誰に

災害で負傷したり、
家財の損害、住宅の
全半壊などがある人
(所得条件あり)
返済期間10年。当
初3年間は無利子

お金の支援

基礎支援金
(被災者生活再建支援法)



①全壊 ②半壊以上の建物
等を解体 ③長期避難世帯
100万円
大規模半壊
50万円

窓口
自治体
誰に

左の条件を満たす世帯
(賃借人も)。特に②
③は不明なら要相談
(単身は4分3の金額)
所得条件なし。お金の
使い道も制限なし

借金の支援

被災ローン
減免制度
(自然災害ガイドライン)



預貯金500万円・家財
保険金・各種支援金
などを手元に残し、ローンの
減額・免除の可能性あり
*ブラックリストに載らない

窓口
弁護士会
誰に

災害救助法の災害で
住宅ローンなど個人の
ローンの支払が難
しくなった人
自己破産や返済交
渉の前に検討を!

解体の支援

公費解体
(環境省の制度)



建物を無償で解体
(2階建かつ10m以下
等の一定の事業所も
対象になることも)

窓口
自治体
誰に

原則、全壊被害の建物
所有者。ただ特定非常
災害や自治体の判断で
半壊以上に拡大も。
所得条件なし。3階建
以上のアパートや、倉
庫などは要相談。

お金の支援

加算支援金
(被災者生活再建支援法)



建設・購入で 200万円
修理で 100万円
民間借入 50万円
*中規模半壊は上の半額

窓口
自治体
誰に

基礎支援金をもらった
世帯が、住宅再建・修
理・賃貸転居をする時
(単身は4分3の金額)
一度転居して、その後
再建・修理した場合でも
左の金額までもらえる

貸付の支援

災害復興
住宅融資
(高齢者返済特例も)



建設・購入
半壊以上の人
補修の融資
一部損壊以上の人

窓口
住宅金融支援機構
誰に

住宅の補修費用や
再建費用を借りたい人
60歳以上なら不動
産を担保に、利息の
みの返済のリバ
スモーグージ型も

税金の支援

雑損控除
(医療費控除に類似)



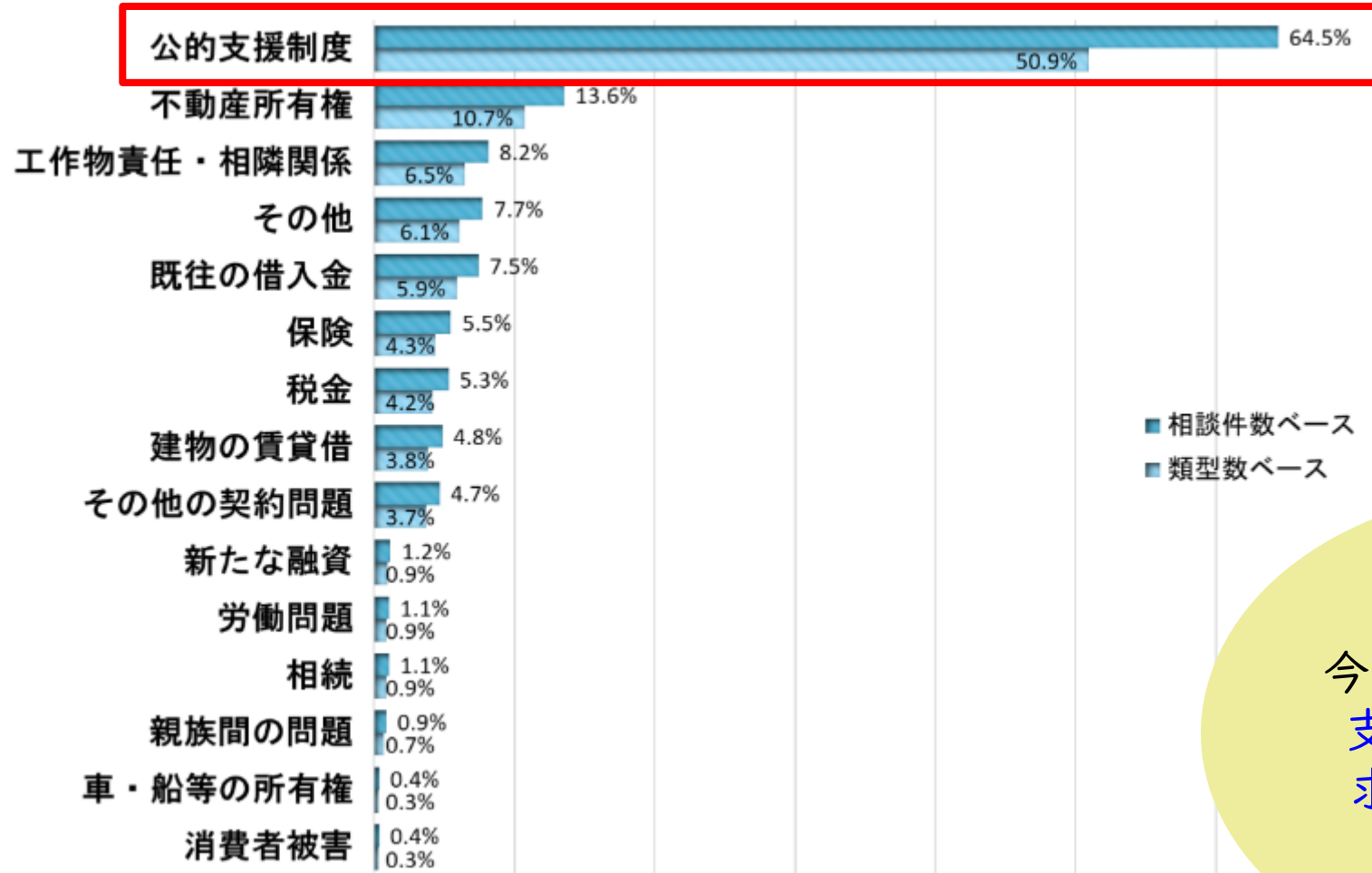
所得の10%を超える
部分の損害額が所得
控除されて、所得税、
住民税が減免になる

窓口
税務署に確定申告
誰に

住宅・家財・車両・お墓
などの損害や災害関連
費の支出がある人
家財の損害額不明
でも推定規定あり

専門家相談 | 100件の相談に対する助言の多くは公的支援制度

1 全体の相談内容の傾向¹ [相談件数ベース : $n = 1,114$ ² / 類型数ベース : $n = 1,410$]



専門家が対応した相談・助言の圧倒的1位

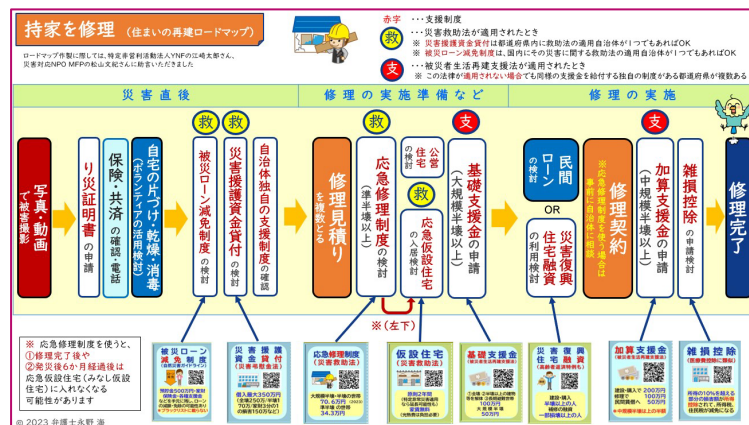
住宅の修理など
今後の再建のための
支援制度の情報を
求める人がいかに
多いかわかるね



出典「令和4年台風15号災害無料相談 相談データ集計分析結果 2023年4月 静岡県弁護士会
(分析協力:第二東京弁護士会・鈴木秀昌弁護士)に筆者加筆

住まいの再建ロードマップ

(①修理型、②建替型、③転居型、④賃借人型 の4つのパターン)



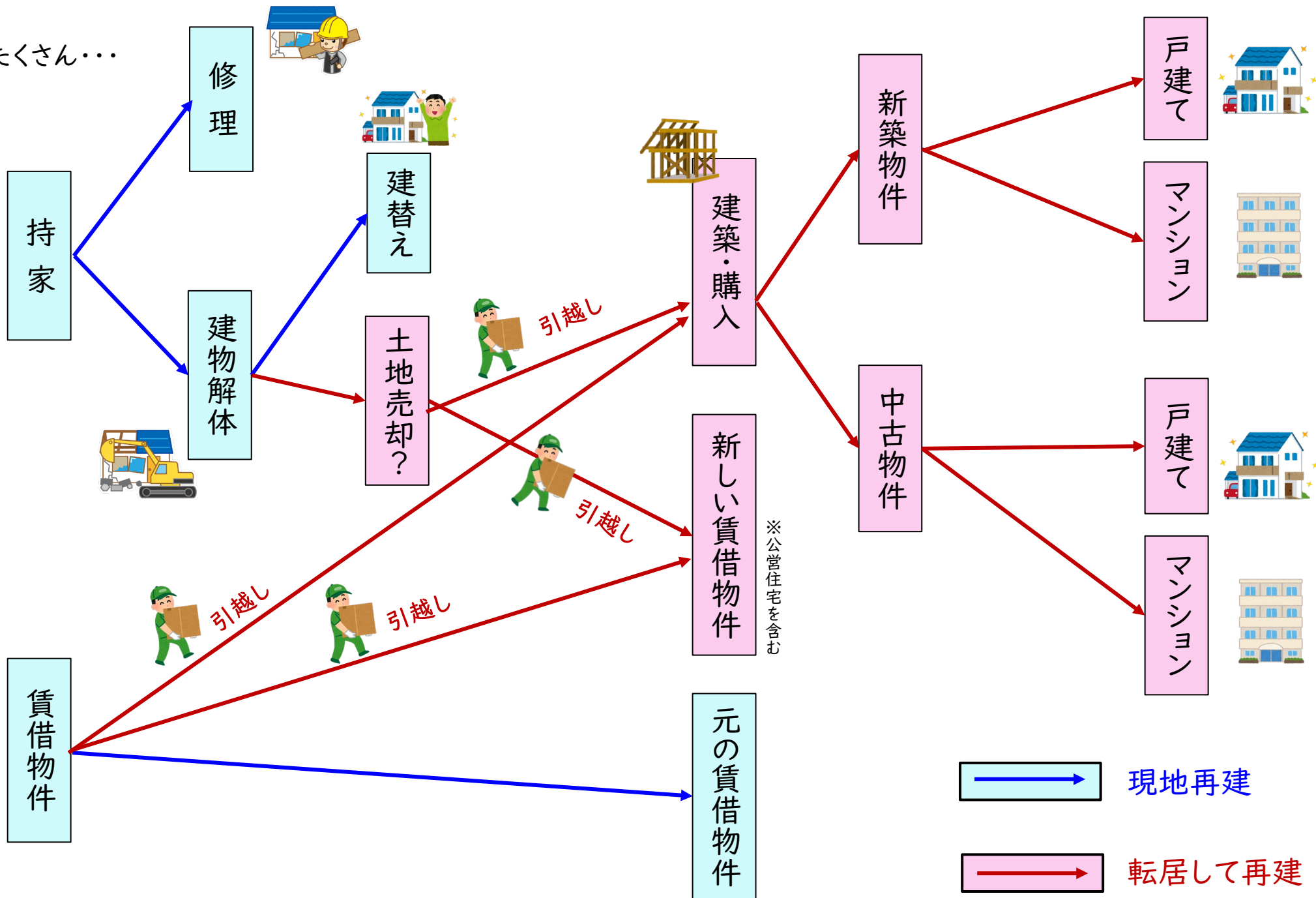
このロードマップを参考にしながら
被災された方の**現在地を確認**したり、
これからのことを1つ1つ
アドバイスすればいいんだね!





選択肢がたくさん・・・

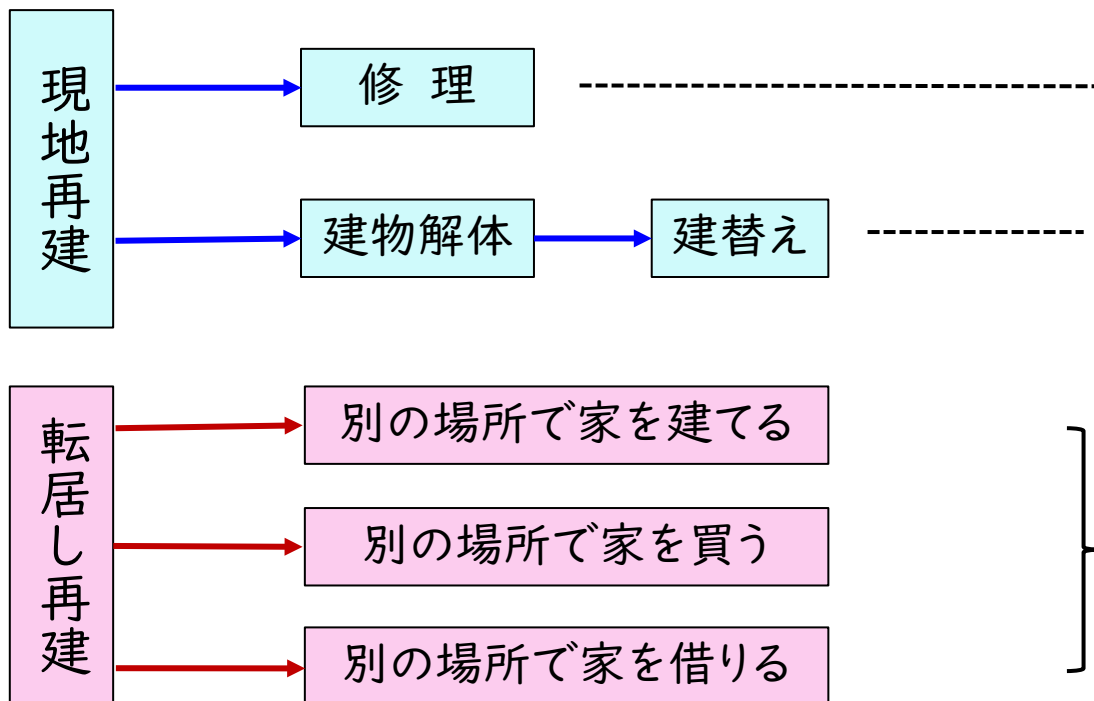
被災後の住まいを選択する難しさ



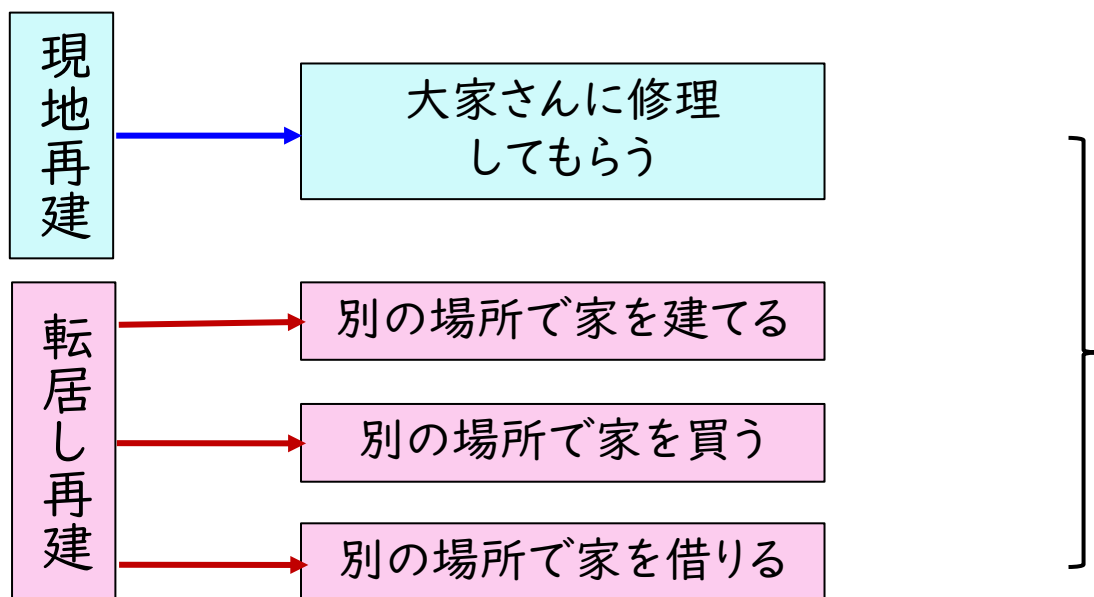


住まい再建のパターンを4つに分類

持家の方



賃借物件の方



1

修理型

2

建替型

3

転居型

4

賃借人型

【住まいの再建費用】

現金・預貯金 _____円

保険・共済金 _____円

支援金・義援金 _____円

被災貸付・ローン _____円

合計 _____円

(住まいの再建に使えるお金)



持家を修理 (住まいの再建ロードマップ)

ロードマップ作製に際しては、特定非営利活動法人YNFの江崎太郎さん、
災害対応NPO MFPの松山文紀さんに助言いただきました



赤字

救

支

…支援制度

…災害救助法が適用されたとき

※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK

※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

…被災者生活再建支援法が適用されたとき

※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

災害直後

修理の実施準備など

修理の実施



救

救

救

支

支

修理完了

写真・動画を
被害撮影

り災証明書の申請

保険・共済の確認・電話

自宅の片づけ・乾燥・消毒
(ボランティアの活用検討)

被災ローン減免制度の検討

災害援護資金貸付の検討

自治体独自の支援制度の確認

修理見積り
を複数とる

応急修理制度の検討
(準半壊以上)

住宅公営
の検討
応急仮設住宅
の入居検討

基礎支援金の申請
(大規模半壊以上)

民間
ローン
の検討
OR
災害復興
住宅融資
の利用検討

※応急修理制度を使う場合は
事前に自治体に相談
修理契約

加算支援金の申請
(中規模半壊以上)

雑損控除
の申請検討

※ 応急修理制度を使うと、
①修理完了後や
②発災後6か月経過後は
応急仮設住宅(みなし仮設
住宅)に入れなくなる
可能性があります

**被災ローン
減免制度**
(自然災害ガイドライン)

預貯金500万円・家財
保険金・各種支援金
などを手元に残し、ローンの
減額・免除の可能性あり
※ブラックリストに載らない

**災害援護
資金貸付**
(災害弔慰金法)

借入最大350万円
(全壊250万/半壊1
70万/家財3分の1
の損害150万など)

応急修理制度
(災害救助法)

大規模半壊・半壊の世帯
70.6万円 (2023)
準半壊の世帯
34.3万円

仮設住宅
(災害救助法)

原則2年間
(特定非常災害適用
なら延長可能性も)
家賃無料
(光熱費は負担必要)

基礎支援金
(被災者生活再建支援法)

①全壊 ②半壊以上の建物
等を解体 ③長期避難世帯
100万円
大規模半壊
50万円

**災害復興
住宅融資**
(高齢者返済特例も)

建設・購入
半壊以上の人
補修の融資
一部損壊以上の人

加算支援金
(被災者生活再建支援法)

建設・購入で 200万円
修理で 100万円
民間貸借入 50万円
※中規模半壊は上の半額

雑損控除
(医療費控除に類似)

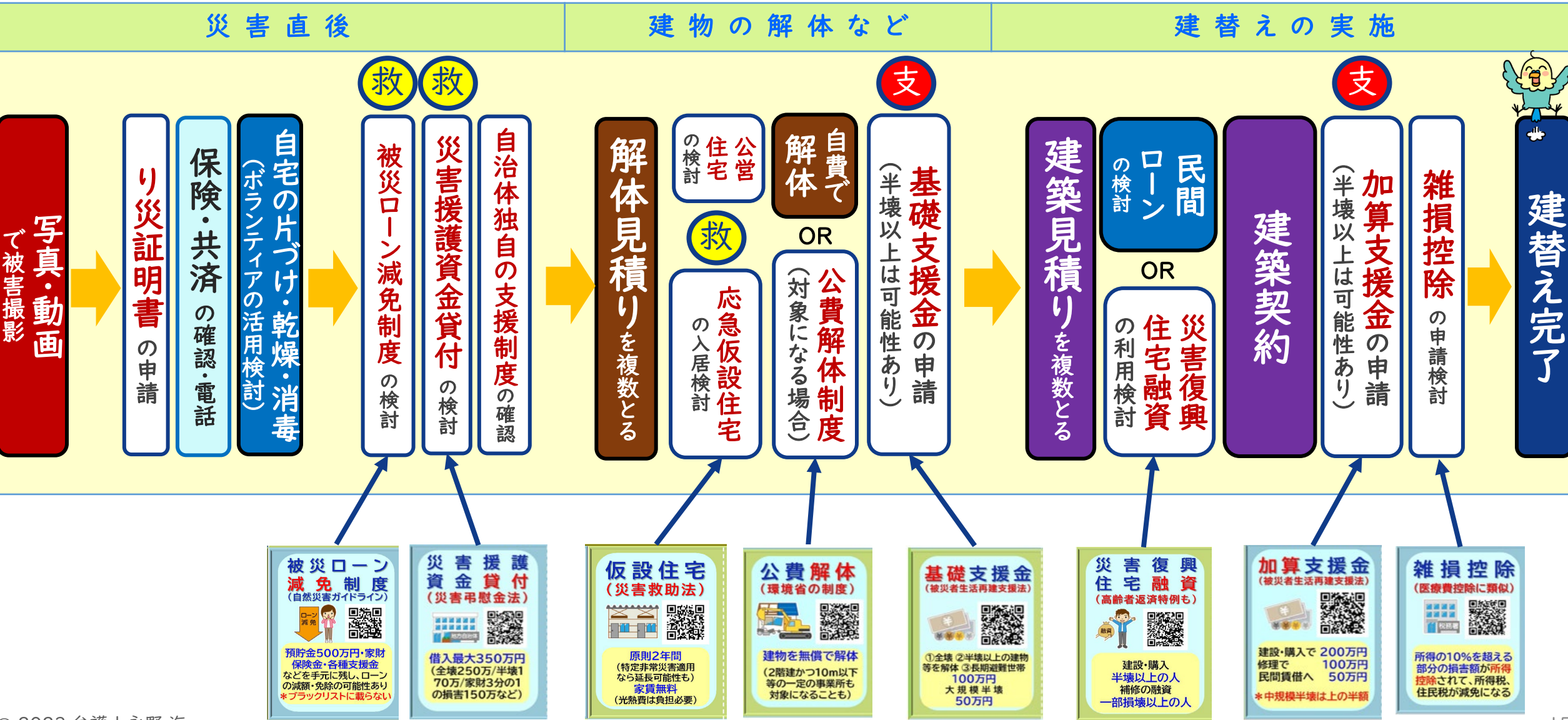
所得の10%を超える
部分の損害額が所得
控除されて、所得税、
住民税が減免になる

現地で建替え（住まいの再建ロードマップ）

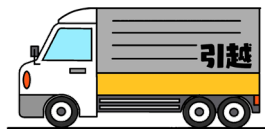
ロードマップ作製に際しては、特定非営利活動法人YNFの江崎太郎さん、災害対応NPO MFPの松山文紀さんに助言いただきました



- 赤字・・・支援制度
- 救・・・災害救助法が適用されたとき
 - ※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK
 - ※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK
- 支・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき
 - ※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある



解体し転居 (住まいの再建ロードマップ)



赤字

救

支

…支援制度

…災害救助法が適用されたとき

※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK

※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

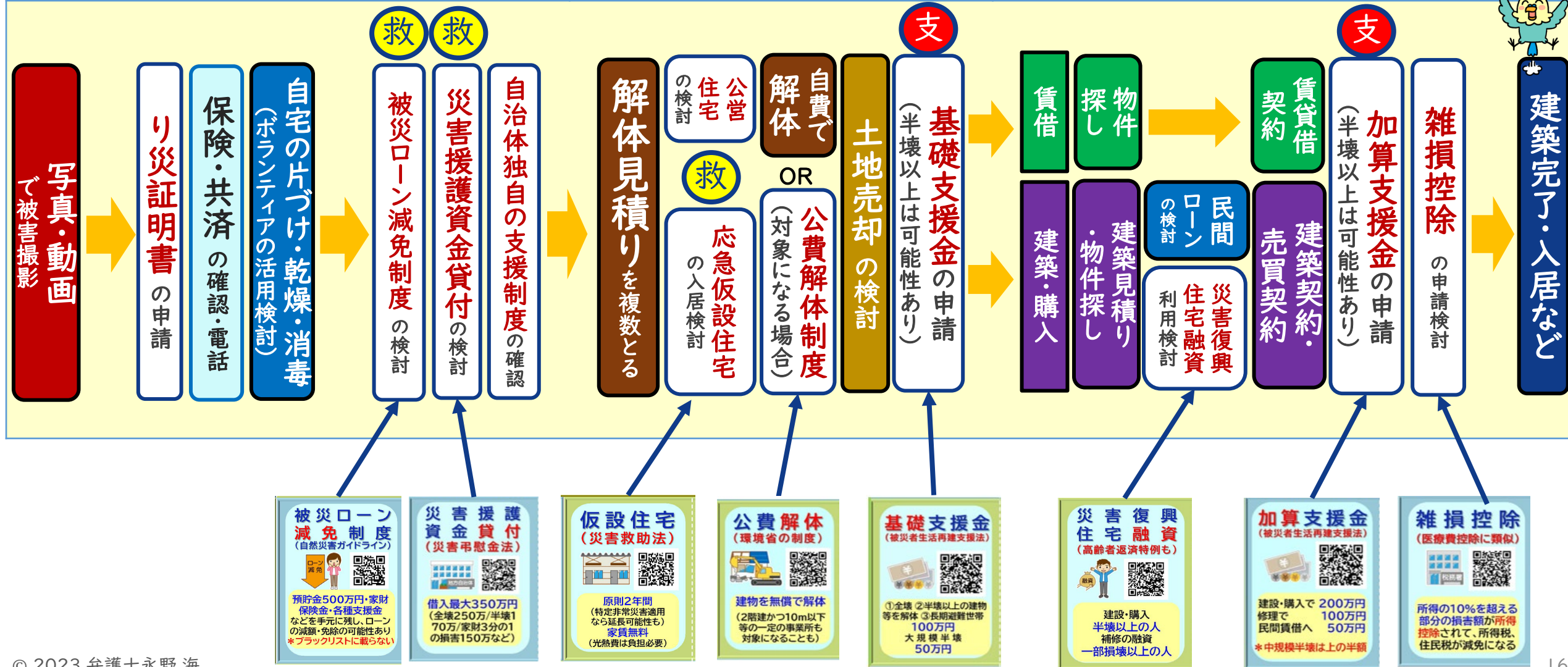
…被災者生活再建支援法が適用されたとき

※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

災害直後

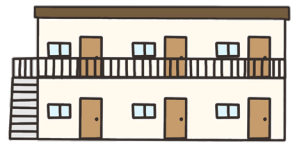
解体 や 土地売却 など

転居 (賃貸借・建築・購入)



賃借の方（住まいの再建ロードマップ）

ロードマップ作製に際しては、特定非営利活動法人YNFの江崎太郎さん、災害対応NPO MFPの松山文紀さんに助言いただきました



赤字・・・支援制度

救

・・・災害救助法が適用されたとき

※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK

※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

支

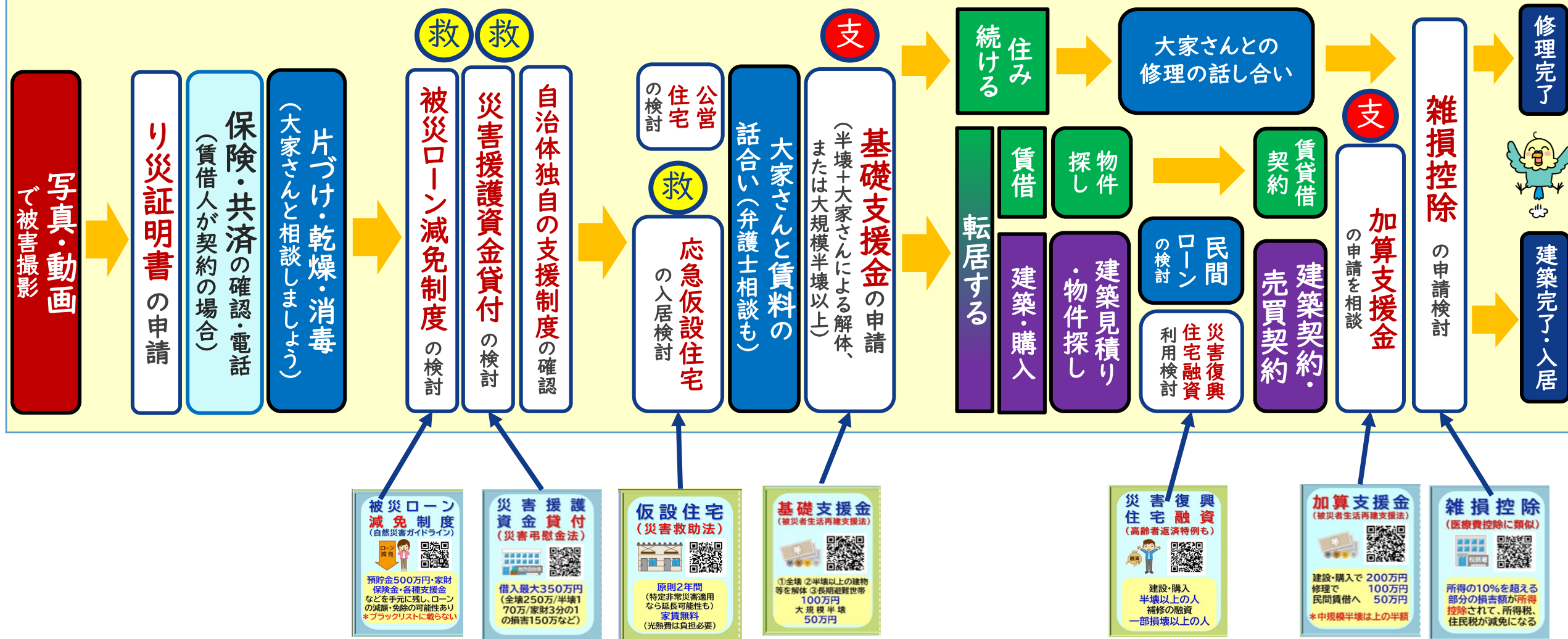
・・・被災者生活再建支援法が適用されたとき

※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

災害直後

再建方法の選択

再建（修理・新たな賃貸借・建築・購入）





住まいの再建ロードマップ

の中にててくる制度の簡単なお説明

- ① **り災証明**の制度とは？
- ② り災証明の**判定と不服申し立て**
- ③ 被害写真・動画の**撮影**と、**浸水家屋の対処**
- ④ **応急修理制度**（災害救助法）について
- ⑤ **被災者生活再建支援金**（被災者生活再建支援法）について
- ⑥ 災害復興住宅融資の高齢者返済特例について（**リバモ**）
- ⑦ **雑損控除**（特に家財の損害）について
- ⑧ **ひさば**のご紹介

※**青地部分**は、災害救助法、被災者生活再建支援法の適用と関係なく当てはまる情報です



り災証明書

の申請



市区町村にり災証明書の発行を申請

市区町村による被害調査

り災証明書の発行



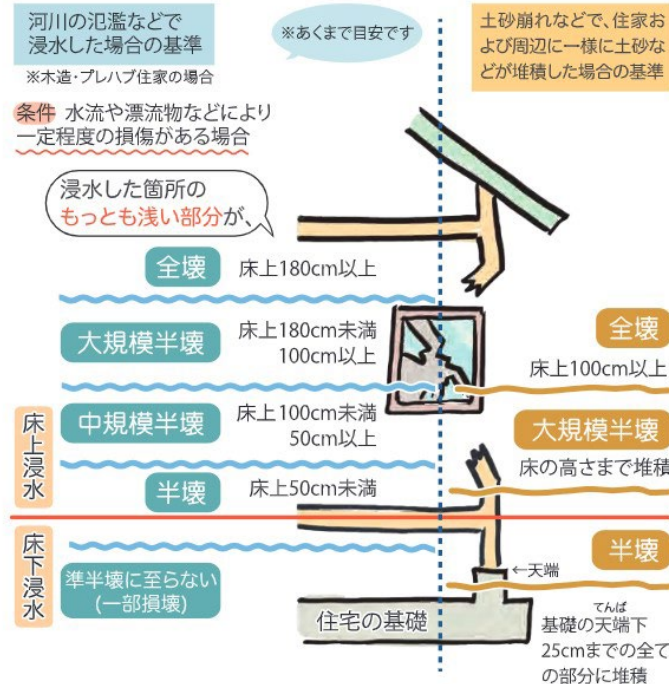
【建物の壊れ具合で判定する場合】

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50以上	40～49	30～39	20～29	10～19	9以下

(100点満点)

↑ 再度の調査の相談も可能

【浸水の深さで判定する場合】



※状況や家屋によって異なる場合もあるため、目安として参照してください。

出典「水害にあったときに」

水害の「り災証明書」の調査方法には
浸水の深さを測って
判定する場合(第一次調査)と
建物全体の壊れ具合を点数にして
判定する場合(第二次調査)
の両方があります

第二次調査（建物の壊れ度合い）の調査について



基本、建物の壊れ具合を**100点満点**で調査して点数ごとに判定が決まる

100点満点の壊れ度テスト
↓ **建物の部位ごとに点数**がふってある

＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比＞

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱（又は耐力壁）	15 %
床（階段を含む。）	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 襖、ドア、サッシ、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、給湯器など	10 %

自分の点数が書いた調査票は自治体によってはコピーをもらえます（少なくとも自分の点数を聞きましょう）



特に、**床や建具**などに注意。浸水で交換が必要なのに、低い点数しかついていないようなら、無料相談ブースにご相談ください。

修理見積書の記載などがとても大切になります。



認定がおかしいと思ったらこの**内閣府の判定基準**と照らし合わせてみる

資料：令和4年台風15号被害（静岡）の際の研修資料（無料相談ブースの記載は今回の台風2号とは関係ありません）



住家被害認定調査票(例)

住家被害認定調査票

水害
木造・プレハブ
第2次B-1

調査員
調査員
所在地
世帯主

2 住家(住家である(居住のために使用されている))

4 外観
☐ 住家全部が倒壊
☐ 住家の一部の端が全部倒壊
☐ 見えて住家全部が流失
☐ 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没

5 傾斜
(1) (2) (3) (4) 平均値

6 躯体
☐ 柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である

7 基礎
(0) 1 2 4 6 7

【被害割合算出表】

部位	構成比	部位別被害割合		部位別被害割合		重み付き被害割合	重み付き被害割合
		主要階	その他階	主要階	その他階		
10 外壁	10	2	0	2	2.5	0	3
11 内壁	10	2	0	2	2.5	0	3
12 床(床板)	10	2	0	2	2.5	0	3
13 基礎	10	1	0	1	1	0	1
14 屋根	15	0	0	0	0	0	0
15 天井	5	0	0	0	0	0	0
16 建具	15	0.4	0	0	0.5	0	1
17 設備	10	4	0	4	5	0	5
計							17

※ 及びGは、調査票3頁のB及びGの欄とする。

「a」又は「i」(傾斜が2cm以上の場合は、「a」、「i」又は「u」の中で最大の値を住家の被害割合とする。

判定
被害割合
10未満
10%以上
20%以上
30%以上
40%以上
50%以上

主要階(1階が多い)の被害は、点数を1.25倍できる

床下対応のために床板を外す必要があるときに最低IVがついているか?

床の壊れ評価がⅢだが、再利用できないならⅤではないか?

建具の壊れ評価がⅠだが、再利用できない部分はⅤではないか?

これが罹災証明の合計点数!

住家被害認定調査票

水害
木造・プレハブ
第2次B-3

主要階

被害程度	無被害	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
外壁	0	0	0	0	0	0	5
内壁	0	0	0	0	0	0	5
床	0	0	0	0	0	0	5
基礎	0	0	0	0	0	0	5
屋根	0	0	0	0	0	0	0
天井	0	0	0	0	0	0	0
建具	0	0	0	0	0	0	1
設備	0	0	0	0	0	0	0.4

その他階

被害程度	無被害	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	計
外壁	0	0	0	0	0	0	0
内壁	0	0	0	0	0	0	0
床	0	0	0	0	0	0	0
基礎	0	0	0	0	0	0	0
屋根	0	0	0	0	0	0	0
天井	0	0	0	0	0	0	0
建具	0	0	0	0	0	0	0
設備	0	0	0	0	0	0	0

計
17

5段階のうちのどの評価が何割かみる

1階と2階などの面積割合

部位の点数に、主要階の割合(この場合は0.4)をかける

浴室、キッチンなど完全交換が必要なものに3点(%)がついているか?

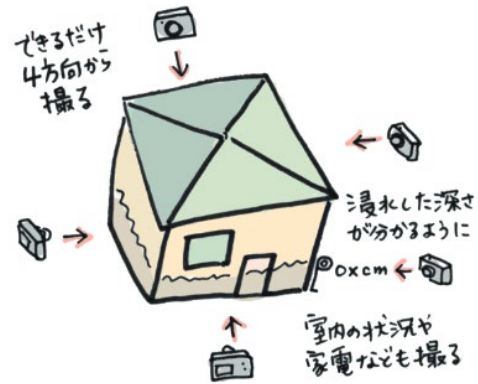
設備の点数

写真・動画で被害撮影

水害対処のプロの災害NPOさんと
合同の説明会がおすすめ！

片づけ・乾燥・消毒

出典「水害にあったときに」



Q どうして写真や動画の撮影が必要なの？

住宅や設備、車などの被害を正しく証拠として残しておくことが、後々、①自治体のり災証明の判定、②保険(共済)会社の被害判定、③税金の減額(雑損控除の利用)、④応急修理制度の利用など様々な場面で大切になるからです。

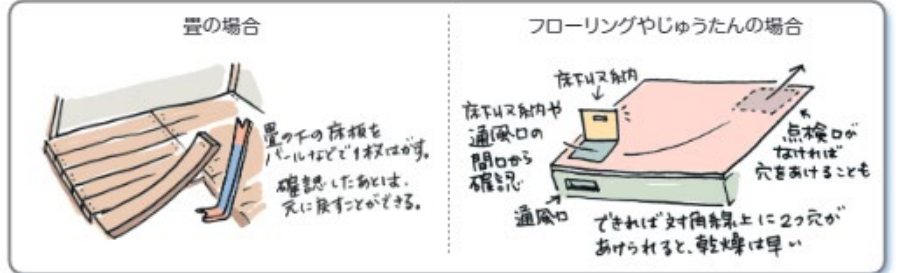
Q どう写真や動画を撮っておけばいいの？

建物の内外・車・家財・水回り・室外機・給湯器などを、様々な角度や、様々な距離(遠く・近く)で撮影します。浸水の深さがわかるように撮影することも大切です。大げさなぐらいたくさん撮影するぐらいでちょうどよいです。

5 床下の掃除・泥の除去・乾燥

ぬれた家をそのまま放っておくと、後からカビや悪臭が発生し、生活に支障がでる場合があります。まずは床下の状態を確認してください。自分でできない場合は、施工業者やボランティアに作業をお願いしましょう。

●床下に水・泥が入り込んでいるか確認する



●泥の除去と床下の消毒をする

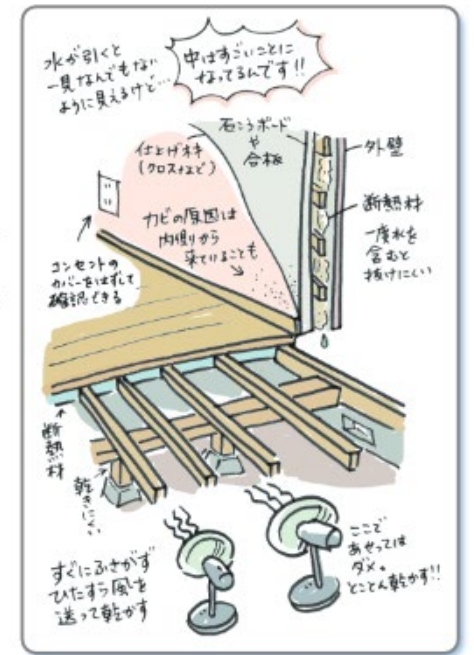
- ・床下の泥をかき出して洗い、消毒する
- ・消毒剤は注意書きをよく読んで使う

よく使われる消毒剤

- ・逆性石けん(ベンザルコニウム塩化物)
「オスパンS」が代表的な商品名。水ですめて家財や床材、手指の消毒に使う。原液を素手でさわらない。
- ※消石灰はヤケドなどの危険性があるため、逆性石けんがお勧め

●カビを防ぎ、とにかく乾燥

- ・床、壁、天井などに消毒用エタノール(80%溶液)をスプレーし、ぞうきんでふき取る
- ・家具などに使う際は、色落ちしないか目立たないところで確認する
- ・換気をよくし、火気を使わない
- ・壁も水を吸っているの、中を確認する
- ・しっかり乾燥させるには最低1ヶ月ほどかかる



応急修理制度の検討 (準半壊以上)

**応急修理制度
(災害救助法)**



大規模半壊・半壊の世帯
70.6万円 (2023)
準半壊の世帯
34.3万円

窓 口

自治体

誰 に

準半壊以上の、り災証明をもらった世帯
(使うと修理後は仮設住宅に入れない)

業者に修理を頼む前に自治体に相談

応急修理 制度が 使える人	全壊	}	70.6万円
	大規模・中規模半壊		
	半壊	}	34.3万円
	準半壊		
	一部損壊		

(使える対象箇所は?Q&A) *内閣府防災担当Q&A参考

Q 使える対象の基本は?

居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な箇所

Q エコキュート、給湯器は?

浸水により壊れていれば対象。エアコン室外機はNG

Q 破損なくても床上浸水による汚泥堆積で、悪臭ごとれなかったり、カビが生えるなどの場合は?

汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象となる。

Q 畳の交換は対象か?

畳だけの交換だとNG。床も一緒に交換ならOK

Q 修理に伴い廃棄するものの処分費用は対象か?

対象となる

Q 畳をフローリングに交換するのは?

OK(ただし、床暖房などの追加設備は自己負担)

Q 床下の断熱材の交換は?

対象となる

Q 浸水した床・壁の修繕は?(断熱材、石膏ボードの張替など)

対象となる

Q ドア、ふすま、障子などは?

浸水で損壊していればOK(ふすま、障子の張替だけならNG)

国の被災者生活再建支援法（最大300万円の給付金）

基礎支援金の申請

加算支援金の申請

被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法が適用された場合）

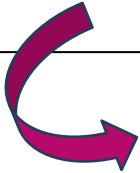
	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体*		補修	100万円	200万円
③長期避難*		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

②解体:住宅が半壊以上の判定、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③長期避難:災害による危険な状態が継続し、居住できない状態が長期間継続している世帯
出典「水害にあったときに」

※ 今回の災害で、各地域に被災者生活再建支援法が適用されるか、今後の情報にご注意下さい。
海南市、取手市など、災害救助法が【1号】適用されている自治体には、今後、被災者生活再建支援法も適用されます。
また、支援法が適用されない場合でも、静岡県や、茨城県など、支援法の適用がない場合に備えて、あらかじめこの法律と同じ支援を行う独自の制度がある都道府県が複数あります。



このHPで検索
できます



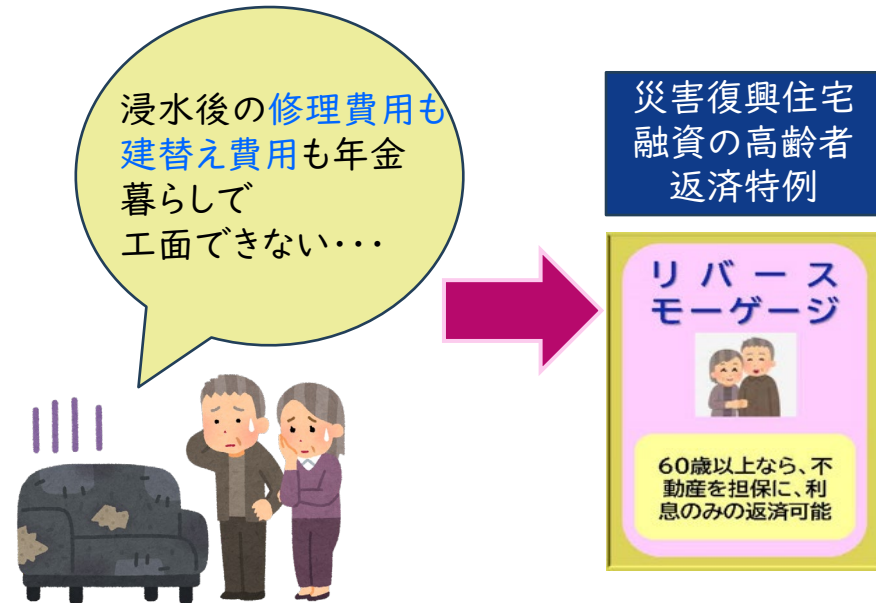
半壊のり災証明だけだと、この支援金はもらえないよ。

でも、半壊以上の建物を、自治体に相談の上で解体すると、全壊の場合と同じ支援金がもらえる場合があるんだね



リバースモーゲージローンって？ (60歳以上だけの特別な融資制度)

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の高齢者返済特例のこと



60歳以上の人だけ
申し込める

毎月の返済は
利息だけ

元金は亡くなった後
不動産売却等で返済

不動産が売れなくて
も相続人に請求
されない

再建する不動産に
抵当権をつける
ことが必要

修理したり、建築、購
入する不動産の評価
の6割が借入上限



借りたお金で、別の場所の別荘
を買って住むことも可能

不動産の評価の6割までしか
借りられないので、残り4割のお金は
工面する必要がある

(義援金や、被災者生活再建支援金
がでる場合は自己資金に使える)

災害復興住宅融資の利用検討 (住宅金融支援機構の制度)

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)

0120 - 086 - 353 (通話無料)

申込区分	①融資限度額	②機構による担保評価額 (土地と建物の合計額(1万円未満切捨て))
建設	・土地を取得する場合(*) 3,700万円 ・土地を取得しない場合 2,700万円	●土地 ・土地を取得する場合: $\text{購入価額} \times 60\%$ ・土地を取得しない場合: $\text{固定資産税評価額} \times 100/70 \times 60\%$ ●建物 $\text{工事請負契約書の建設費} \times 60\%$ ※損壊家屋の除却費用を除きます。
購入	3,700万円	●土地、建物とも $\text{購入価額} \times 60\%$
補修	1,200万円	●土地 $\text{固定資産税評価額} \times 100/70 \times 60\%$ ●建物 ・通常の補修の場合: $\text{固定資産税評価額} \times 100/70 \times 60\%$ ・全部建替えの場合: $\text{工事請負契約書の建設費} \times 60\%$ ※損壊家屋の除却費用を除きます。

出典元:住宅金融支援機構

(リバモ その他の情報)

Q1 り災証明書は必要?

はい、修理費用の融資の場合は、**一部損壊**のり災証明書でも大丈夫ですが、**建築・購入資金**の場合には**半壊以上**のり災証明書が必要です。

Q2 毎月の返済はどのくらい?

仮に金利2.5%の場合、600万円借りるごとに、月に1万2500円の返済になります。

Q3 いくらまで借りられる?

建築資金や、不動産購入資金は、**3700万円**、修理費用は**1200万円**が上限ですが、どちらの場合も、不動産の評価額や購入価額、建築価格の**6割まで**という制限もあります。

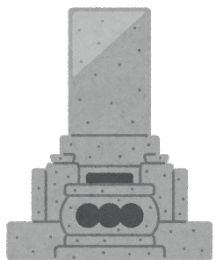
Q4 被害を受けた場所での建築だけでなく、別の場所での建築や、中古マンションの購入などにも使える?

はい、使えます。

災害による損害



- ・家の修理費用
- ・家財の損害額
(金額の推定規定あり)
↑次ページ



- ・お墓の修理費用など

から もらえた保険金 をひく



火災保険の保険金



この金額が、その年の所得の10パーセントを超えていたら、
その超えた分、所得を控除してもらえる(=所得税、住民税が減る)



(雑損控除 特に家財の損害額はわからなくても推定してもらえる!)

(2) 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかなでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

(3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

この家財の損害額推定規定が非常に大きい

家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
18歳～29	500万円	300万円
30～39	800	
40～49	1,100	
50～	1,150	

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

「国税庁 雑損控除」で検索

損害額にかける被害割合の計算方法(家財の場合)

家財の損害額(推定額) × 被害割合

被害割合表

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満である場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ費の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階以上」とは、同一人が二階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床下		15 (0)	-	

損害額に掛け合わせる「被害割合」については、
①罹災証明の判定(半壊など)と、
②浸水の程度
を合計してよいことになっている。

(被害割合の計算の具体例)
たとえば、2階建ての家が、土砂を伴う床上20cmの浸水をして、半壊の罹災証明書もらった場合

①半壊の場合の家財の被害割合 ➡左の表で50%

② 二階建て以上の家への土砂を伴う床上20cmの浸水 ➡左の表で40%

50%+40%=90% ←これが本件の被害割合

➡ 家財の損害額にこの90%をかけて損害額をだす

例) 家財の損害 1180万円×0.9=1062万円
から、所得×10%の金額と、もらった家財保険金をひいた金額を、所得から控除できる

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

ひさぼ（支援情報サイト）を知っていますか？



「ひさぼ」で検索！
被災者支援情報さぼーとページ

住宅再建ロードマップも掲載



自分でもできる
支援制度の確認！



ステップ 1

被災者支援カード（おもて）



とくに大切な
9つの支援制度
だけざっと眺める！

ステップ 2

被災者支援カード（うら）



もらった罹災証明書を
片手に、その支援制度
を自分が使えるのか
確認する！

ステップ 3

被災者支援チェックリスト



そのほかにも、自分の
困りごとを助けてくれる
支援制度がないか
チェックする！

被災者支援カード(うら) り災証明と支援制度の関係が一目でわかる

※ 災害救助法、被災者生活再建支援法の適用を前提にしています



あなたの
り災証明で
使える制度を
表でチェック

被災者支援カード(うら)

原則災害救助法の適用必要
被災者生活再建支援法の適用必要
当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野 海

最新のカードのダウンロード

2023年5月6日 版

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援				もらえるお金				借りられるお金			その他の支援								
	ボランティア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.3.4 経産省)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額		義 援 金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	資金貸付 災害援護 住宅融資	災害復興 型融資	リバースモーゲージ	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他				
								基礎 支援金	加算支援金 住居の再建方法により金額が変わる														
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとは遠慮なく 相談をして下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3 万円						人的・住宅被害に応じて、複数回の配分も	避難生活中の災害関連死亡の場合にも支給！	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	△ ※6	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした 金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他の支援制度は 左下のQRコードから				
準半壊				70.6 万円																			
半壊				70.6 万円	△	△	△																
中規模 半壊				全壊も修理ならOK	※2	※3	※4	建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円															
大規模 半壊								50 万円	建設・購入 200万円														
半壊など +建物解体								100 万円	修理 100万円 民間貸借 50万円														
全壊	70.6万円	利用可	利用可	利用可																			
(長期避難世帯)※1					※2		※4			※5		※6											

もらった罹災証明書で、
①どの支援制度
が使えるのか、
②どんな支援が
受けられそうか

この一覧表で
確認しよう!



内閣府防災のHP

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
- ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。



(誰でも簡単) 支援制度の活用パターン例

※ 災害救助法、被災者生活再建支援法の適用を前提にしています



準半壊 世帯で
解体(修理)賃借人

の場合

注意点

▼この場合に、利用を考慮することが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。

※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL



※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

カードで 得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	34.3 万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア 専門家支援 片付け・土砂撤去 など様々な困り ごとの相談	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけでは 地震・津波の 被害保障なし	応急修理 制度 仮設住宅 半壊以上 70万6000万円 未満 34万3000円	自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集
カードで 得られる金額	? 万円	万円	150 万円	税金が戻る
次の生活場所	義援金 家族の死にや住家 被害の程度により 支給される	避難生活中に 亡くなった場合は 災害弔慰金申請も 検討を(関連死)	災害援護 資金貸付 19歳以上の未婚 単身世帯(世帯主 が19歳未満) 350万円(限度)	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・基 地などの被害や災 害による支出で税 金が減免される
カードで 得られる金額			上限1200万円	上限1200万円
最終的な住まい 自宅を修理			災害復興 住宅融資 (建設・購入・補修) 建設・購入資金は 半壊・補修は一部 損壊以上が条件	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能
			どちらか	被災ローン 減免制度 住宅、事業、教育 などの借入ローン の減額・免除

り災証明の種類と、
住まい再建の選択ご
とに使える支援制度
と金額が一目でわ
かるパターン集♪
これなら簡単!



使える支援制度の
パターン集はここから
ダウンロード

半壊 世帯で
解体・修理・賃借人 の場合

注意点

▼この場合に、利用をすることが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。

※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL

※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

カードで 得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	70.6 万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア 専門家支援 片付け・生計調査 など様々な盛り こみの相談	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけで は補償・津波の 被害保障なし	緊急修理 制度 仮設住宅 半壊以上 70万6000万円 全壊 34万3000円	自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集
カードで 得られる金額	? 万円	250/500万円	170~ 万円	税金が戻る
次の生活場所	仮設住宅 敷料・家賃 半壊以上1万円 全壊2万円	義援金 家賃の滞りや住宅 確保の困難により 支給される	災害援護 資金貸付 1か月以上の治療 家賃滞り、住居喪 失により最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・畜 産などの被害や災 害による家財・車 などの損失が認め られる
カードで 得られる金額		50~200 万円 (半壊は3/4)	上限3700万円	評価額の6割
最終的な住まい	自宅を修理	災害復興 住宅融資 (建設・購入・増築) 建設・購入・増築 に必要資金 貸付以上が条件	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	被災ローン 減免制度 住宅、車、教育 などの個人ローンの 減免・貸付

半壊以上 世帯で
解体・修理・賃借人 の場合

注意点

▼この場合に、利用をすることが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。

※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL

※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

カードで 得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	100万円 (半壊は3/4)	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア 専門家支援 片付け・生計調査 など様々な盛り こみの相談	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけで は補償・津波の 被害保障なし	被災者生活再建支援 基金 基礎支援金 全壊・全壊・全壊 100万円 半壊 50万円	自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集
カードで 得られる金額	? 万円	250/500万円	250~ 万円	税金が戻る
次の生活場所	仮設住宅 敷料・家賃 半壊以上1万円 全壊2万円	義援金 家賃の滞りや住宅 確保の困難により 支給される	災害援護 資金貸付 1か月以上の治療 家賃滞り、住居喪 失により最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・畜 産などの被害や災 害による家財・車 などの損失が認め られる
カードで 得られる金額		50~200 万円 (半壊は3/4)	上限3700万円	評価額の6割
最終的な住まい	自宅を修理	災害復興 住宅融資 (建設・購入・増築) 建設・購入・増築 に必要資金 貸付以上が条件	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	被災ローン 減免制度 住宅、車、教育 などの個人ローンの 減免・貸付

大規模半壊 世帯で
解体・修理・賃借人 の場合

注意点

▼この場合に、利用をすることが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。

※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL

※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

カードで 得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	50 万円 (半壊は3/4)	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア 専門家支援 片付け・生計調査 など様々な盛り こみの相談	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけで は補償・津波の 被害保障なし	被災者生活再建支援 基金 基礎支援金 全壊・全壊・全壊 100万円 半壊 50万円	自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集
カードで 得られる金額	? 万円	250/500万円	170~ 万円	税金が戻る
次の生活場所	仮設住宅 敷料・家賃 半壊以上1万円 全壊2万円	義援金 家賃の滞りや住宅 確保の困難により 支給される	災害援護 資金貸付 1か月以上の治療 家賃滞り、住居喪 失により最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・畜 産などの被害や災 害による家財・車 などの損失が認め られる
カードで 得られる金額		50~200 万円 (半壊は3/4)	上限3700万円	評価額の6割
最終的な住まい	自宅を修理	災害復興 住宅融資 (建設・購入・増築) 建設・購入・増築 に必要資金 貸付以上が条件	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	被災ローン 減免制度 住宅、車、教育 などの個人ローンの 減免・貸付

全壊 世帯で
解体・修理・賃借人 の場合

注意点

▼この場合に、利用をすることが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。

※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL

※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

カードで 得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	100 万円 (半壊は3/4)	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア 専門家支援 片付け・生計調査 など様々な盛り こみの相談	火災(地震) 保険・共済 火災保険だけで は補償・津波の 被害保障なし	被災者生活再建支援 基金 基礎支援金 全壊・全壊・全壊 100万円 半壊 50万円	自治体の 独自支援 自治体により支援 の有無・内容が異 なるので情報収集
カードで 得られる金額	? 万円	250/500万円	250~ 万円	税金が戻る
次の生活場所	仮設住宅 敷料・家賃 半壊以上1万円 全壊2万円	義援金 家賃の滞りや住宅 確保の困難により 支給される	災害援護 資金貸付 1か月以上の治療 家賃滞り、住居喪 失により最大 350万円 貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・畜 産などの被害や災 害による家財・車 などの損失が認め られる
カードで 得られる金額		50~200 万円 (半壊は3/4)	上限3700万円	評価額の6割
最終的な住まい	自宅を修理	災害復興 住宅融資 (建設・購入・増築) 建設・購入・増築 に必要資金 貸付以上が条件	リバース モーゲージ 60歳以上なら、不 動産を担保に、利 息のみの返済可能	被災ローン 減免制度 住宅、車、教育 などの個人ローンの 減免・貸付